

令和 7・8 年度競争入札参加資格審査申請について

陸前高田市（以下「本市」という。）が行う、令和 7・8 年度の競争入札参加資格審査申請について、以下のとおりお知らせします。なお、競争入札参加資格を取得された方は、本市の競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に掲載します。

また、建設工事及び測量・建設コンサルタント等（以下「建設コンサル」という。）は、競争入札参加資格者名簿に掲載されている事業者から、別に定める市営建設工事等請負入札参加者格付（以下「格付」という。）基準に基づき、別途格付を定めます。

1 申請期間

令和 7 年 2 月 19 日（水）から令和 7 年 3 月 19 日（水）まで（土、日、祝日を除く。）

システム稼働時間：午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

受付期間終了後、引続き随時申請を受付しますが、上記期間以降に受付された申請は当初の名簿及び格付には掲載されず、随時追加となりますのでご了承ください。

2 対象及び対象年度

令和 7・8 年度における建設工事、建設コンサル及び物品・役務

なお、うち物品・役務は、本申請の対象年度の直前の名簿の資格有効期間を延長するので、直前の名簿に掲載されている方の、今回の申請は不要です。（後述する資格有効期間を参照願います。）

3 受付方法

本申請は、本市、大船渡市及び住田町で共同運用するシステム（以下「受付システム」という。）を用いたインターネット上での受付となります。

また、次のいずれかに該当する方は、受付システムでの申請後に別途本市で定める様式等を、本市が指定するインターネット上のファイル送信フォームから提出してください。

- (1) 本市に本社または営業所等を有する方
- (2) 本申請の対象年度の直前の年度において、格付基準に基づき定める格付に掲載されている方

上記いずれにも該当しない方は、受付システムでの申請のみで終了となります。

4 資格有効期間

本申請による競争入札参加資格の有効期間は、建設工事、建設コンサル及び物品・役務、いずれも令和 7 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までの 2 年間となります。

なお、令和 7・8 年度の申請に限り、大船渡市及び住田町と資格有効期間を揃えるために、本申請の対象年度の直前の資格有効期間を、以下のとおり延長します。

(1) 建設工事及び建設コンサル（令和５・６年度）

延長前）令和５年６月１日から令和７年３月３１日まで

延長後）令和５年６月１日から令和７年５月３１日まで（２ヶ月間延長）

この延長に伴い、格付基準及び格付も同様に延長するものとします。

(2) 物品・役務（令和５～７年度）

延長前）令和５年４月１日から令和８年３月３１日まで

延長後）令和５年４月１日から令和９年５月３１日まで（１年２ヶ月間延長）

この延長に伴い、物品・役務の延長後の資格有効期間が本申請の資格有効期間と重複することから、既に資格を有している方は、今回本市への物品・役務の申請は不要です。

５ 参加資格要件

競争入札参加資格は、以下の要件を満たす方がその資格を得ることができます。

(1) 共通

ア 会社更生法第１７条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

イ 国税及び市税等（市税のほか上下水道料、建物使用料等、市に収納すべきものを含む）を滞納していない者であること。

ウ 暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(2) 建設工事

ア 建設業法第３条第１項の規定による許可を受けている者であること。

イ 建設業法第２７条の２第１項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果に基づく同法第２７条の２第１項の規定による通知の書面（以下「総合評定値通知書」という。）に総合評定値及び完成工事高（年平均）の数値を有する者であること。

ウ 健康保険法第４８条、厚生年金保険法第２７条及び雇用保険法第７条の規定に違反している者でないこと。

(3) 建設コンサル

ア 営業に関し法律上資格が必要である場合、その資格を有すること。

イ 申請日現在において、営業年数が１年以上であること。

ウ 申請日の直前２年以内の営業（事業）年度において、競争入札に参加を希望する建設コンサル業務についての業務履行を有すること。

エ 健康保険法第４８条、厚生年金保険法第２７条及び雇用保険法第７条の規定に違反している者でないこと。

(4) 物品・役務

ア 営業に関し法令上許可・登録を必要とする業種にあつては、その資格を有すること。

6 添付書類

本申請にあたっては、受付システムへの入力のほか、以下の添付書類の提出が必要となります。

提出方法	No.	名称	建設工事	建設コンサル	物品役務
(二市一町共通) 受付システムで提出	1	使用印鑑届兼委任状（様式第1号）	○	○	○
	2	納税証明書の写し ①国税 「その3の2」または「その3の3」 ②各市町税 納税証明書（前年度分、未納がないことの証明）	○	○	○
	3	登記事項証明書の写し（法人）または市区町村長の発行する身分証明書の写し（個人）		○	○
	4	財務諸表類の写し（直近1年分） （個人事業主は確定申告書の写しでも可）		○	○
	5	総合評定値通知書の写し	○		
	6	登録証明書の写し		○	
	7	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式第3号）	○	○	○
(市独自) フォームで提出	8	陸前高田市営建設工事入札参加資格審査申請提出書類様式集（独自分）（以下「様式集」という。）	△		
	9	市税等納付状況の調査に関する承諾書	△	△	△
	10	地域奉仕活動実施報告書	△		
	11	その他様式集に添付する書類一式	△		
○…申請する方全員が提出するもの △…申請する方のうち、3 受付方法で示している、(1)本市に本社または営業所等を有する方、(2)本申請の対象年度の直前の年度において、格付基準に基づき定める格付に掲載されている方のみ提出					

なお、提出方法の詳細及びファイル仕様等は、別に定める入札参加資格審査申請の手引き及び様式集の作成要領等を確認願います。

7 通知等の送付

受付システムで申請した内容は、受付システムに登録した申請担当者メールアドレスあてに送信されます。また、入力情報に不備等があった場合も、同様となります。

本市が指定する送信フォームで提出した様式集等は、受付システムの審査とは別に確認作業を行い、修正等が無い場合は連絡はありません。修正等を要する場合は、様式集表紙に記載されたメールアドレスまたは電話番号あてにその旨を通知します。

8 変更手続き

申請した内容に変更が生じた場合は、内容に応じて以下のとおり変更手続きを行ってください。複数の種別（建設工事、建設コンサル、物品・役務）に登録している場合は、それぞれの登録区分ごとに変更手続きを行ってください。

	変更事項		添付書類
受付システムで変更 (全社共通)	本社情報	商号または名称	使用印鑑届兼委任状
		代表者職・氏名	登記事項証明書の写し（法人）又は市区町村長の発行する身分証明書の写し（個人）
		本社（店）所在地	
		実印又は使用印鑑の変更	使用印鑑届兼委任状
	営業所情報	電話番号、FAX番号、メールアドレス	不要
		営業所名	使用印鑑届兼委任状
		営業所代表者職・氏名	
		営業所所在地	
(工事格付業者のみ) フォームで提出	受任者使用印鑑の変更	受任者使用印鑑の変更	使用印鑑届兼委任状
		電話番号、FAX番号、メールアドレス	不要
		申請先団体の削除	不要
		申請業種の削除	
		申請登録の削除	
	合併及び事業譲渡等	合併及び事業譲渡等	経緯が確認できる書類（合併契約書等）
	総合評価通知書の更新	総合評価通知書の更新	総合評価通知書の写し
		技術者の追加、削除及び資格変更	資格が確認できる書類（追加、変更の場合）

なお、物品・役務において令和5～7年度の資格有効期間を有している方は、システムでの変更申請はできないため、別途本市で定めるフォームから変更申請してください。ただし、令和5～7年度の資格有効期間を有している方が、今回受付システムで改めて審査申請をした場合は、受付システム上で変更申請をしてください。

9 問い合わせ先

本申請に係る問い合わせ先は、以下のとおりとなります。

- (1) 受付システムの操作等、2市1町共通分の手続き全般に関すること

大船渡市総務部契約検査室

電 話 0192-27-3111 (内226)

FAX 0192-26-4477

- (2) 市独自分様式及び提出方法等に関すること

陸前高田市総務部財政課

電 話 0192-54-2111 (内324)

FAX 0192-54-3888